改正

平成27年12月17日条例第74号 平成28年3月24日条例第4号 平成29年3月22日条例第1号 平成30年3月20日条例第1号 平成31年3月18日条例第1号

川崎市附属機関設置条例

(趣旨)

第1条 この条例は、法令又は他の条例若しくは規則で別に定めるもののほか、附属機関の組織及 び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として別表第1及び教育委員会の附属機関として別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関を設置する。

(所掌事務)

第3条 附属機関の所掌事務は、別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に 応じ、それぞれこれらの表の所掌事務の欄に掲げるとおりとする。

(組織)

- 第4条 附属機関は、別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じ、それ ぞれこれらの表の委員の定数の欄に掲げる委員をもって組織する。
- 2 委員は、別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じ、それぞれこれ らの表の委員の構成の欄に掲げる者のうちから、市長又は教育委員会(以下「市長等」という。) が委嘱し、又は任命する。
- 3 市長等は、附属機関に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員 を置くことができる。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じ、それぞれこれらの表の委員の任期の欄に掲げるとおりとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任

者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

(会長)

- 第6条 附属機関に当該附属機関を代表し、会務を総理する者(以下「会長」という。) 1人を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する 者がその職務を代理する。

(会議)

- 第7条 附属機関は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。
- 2 附属機関は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 附属機関の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否 同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

- 第8条 附属機関は、必要に応じ部会を設置することができる。
- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が会議に諮って指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がそ の職務を代理する。
- 6 部会の会議については、前条の規定を準用する。
- 7 附属機関は、その定めるところにより、部会の決議をもって附属機関の決議とすることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が附属 機関に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関に相当する合議体(以下「従前の合議体」という。)の委員である者は、この条例の施行の日に、第4条第2項の規定により別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、第5条第1項本文の規定にかかわらず、同日における従前の合議体の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則 (平成27年12月17日条例第74号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月24日条例第4号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年3月22日条例第1号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月20日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年3月18日条例第1号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条~第5条関係)

市長の附属機関

附属機関	所掌事務	委員の 定数		委員の構成	委員の 任期
川崎市都市ブラ	都市イメージを向上し、並びに市民の	3人	(1)	学識経験者	委嘱さ
ンド推進事業審	川崎への愛着及び誇りを醸成する事業		(2)	関係団体の役職	れた日
查委員会	の選定及び評価に関して調査審議する		į		から当
	こと。				該日の
					属する

	I	T	<u> </u>	
				年度の
				末日ま
				で
川崎市政策評価	 総合的な計画における重要な政策等の	9人以	(1) 学識経験者	3年
審査委員会	評価に関して調査審議すること。	内	(2) 市民	
川崎市総務企画	 総務企画局が所管する公の施設におけ	8人以	学識経験者	2年
局指定管理者選	る指定管理者制度の導入の適否並びに	内		
定評価委員会	 指定管理者の選定及び評価に関して調			
	査審議すること。			
川崎市退職職員	 退職する職員のうち再就職をしようと	5人以	(1) 学識経験者	1年
の再就職候補者	する候補者の選考に関して調査審議す	内	(2) 関係団体の役類	
選考委員会	ること。		員	
川崎市行財政改	 行財政改革に関する取組及び評価に関	5人以	学識経験者	委嘱さ
革推進委員会	して調査審議すること。	内		れた日
				から当
				該日の
				属する
				年度の
				末日ま
				で
川崎市民間活用	公共サービスの提供における民間事業	5人以	学識経験者	2年
推進委員会	者の活力の活用に関する方針その他民	内		
	間事業者の活力の活用の推進のために			
	必要な事項に関して調査審議するこ			
	と。			
川崎市公共事業	 社会資本の整備を目的とする公共事業	5人以	学識経験者	2年
評価審査委員会	でその費用が国から交付されるものに	内		
	係る評価に関して調査審議すること。			
川崎市入札監視	入札及び契約の過程並びに契約の内容	3人	学識経験者	3年

	T	l	I		1
委員会	に関して調査審議すること。				
川崎市政府調達	政府調達に関する協定の対象となる調	3人	学識組	E 験者	3年
苦情検討委員会	 達に係る供給者からの苦情の内容及び				
	その解決に関して調査審議すること。				
川崎市市民文化	市民文化局が所管する公の施設におけ	8人以	学識組	圣験者	2年
局指定管理者選	る指定管理者制度の導入の適否並びに	内			
定評価委員会	指定管理者の選定及び評価に関して調				
	査審議すること。				
川崎市自治功労	市民の福祉の増進及び市民自治の推進	5 人以	(1)	学識経験者	委嘱さ
賞選考委員会	に貢献し、特に顕著な功績のあった者	内	(2)	市議会議員	れ、又
	の選考に関して調査審議すること。		(3)	関係行政機関の	は任命
			罪	战員	された
			(4)	市職員	日から
					賞の贈
					呈が終
					了する
					日まで
川崎市人権施策	人権教育及び人権啓発に関する施策を	18人以	(1)	学識経験者	2年
推進協議会	推進するための計画の実施その他人権	内	(2)	関係団体の役職	
	 推護のために必要な事項に関して調査		į		
	審議すること。		(3)	市民	
川崎市文化賞等	市の文化、芸術、地域社会、市民福祉、	15人以	(1)	学識経験者	委嘱さ
選考委員会	スポーツ等において、その向上及び発	内	(2)	市職員	れ、又
	展に尽力し、特に顕著な功績のあった				は任命
	者の選考に関して調査審議すること。				された
					日から
					賞の贈
					呈が終
					了する

	I	1		
				日まで
川崎市こども未	こども未来局が所管する公の施設にお	8人以	学識経験者	2年
来局指定管理者	ける指定管理者制度の導入の適否並び	内		
選定評価委員会	に指定管理者の選定及び評価に関して			
	調査審議すること。			
川崎市保育所入	保育所、認定こども園又は家庭的保育	6人以	(1) 医師	2年
所児童等健康管	事業等を利用し、又は利用することが	内	(2) 学識経験者	
理委員会	予定されている保育を必要とする乳児		(3) 市職員	
	又は幼児の健康管理に関して調査審議			
	すること。			
川崎市保育所等	保育所を設置し、又は小規模保育事業	5人以	学識経験者	2年
整備事業者選定	を行う民間事業者の選定に関して調査	内		
委員会	審議すること。			
川崎市経済労働	経済労働局が所管する公の施設におけ	8人以	学識経験者	2年
局指定管理者選	る指定管理者制度の導入の適否並びに	内		
定評価委員会	指定管理者の選定及び評価に関して調			
	査審議すること。			
川崎市産業振興	産業の振興に関する総合的な施策の推	20人以	(1) 学識経験者	2年
協議会	進のために必要な事項に関して調査審	内	(2) 関係団体の役職	
	議すること。		員	
川崎市観光振興	 観光の振興に関する施策の指針となる	10人以	(1) 学識経験者	2年
計画推進委員会	計画の策定、当該計画に基づく事業の	内	(2) 関係団体の役職	
	と 進捗状況に関する評価その他観光の振		員	
	 興の推進のために必要な事項に関して		(3) 観光事業に従事	
	調査審議すること。		する者	
			(4) 市職員	
川崎市農業振興	農業の振興に関する施策の指針となる	20人以	(1) 学識経験者	3年
計画推進委員会	計画の策定、当該計画に基づく事業の	内	(2) 農業に従事する	
	進捗状況に関する評価その他農業の振		者	

1	T	1			1
	 興の推進のために必要な事項に関して		(3)	関係団体の役職	
	調査審議すること。		į		
			(4)	市民	
かわさきマイス	市内に居住し、又は在勤し、及び長年	10人以	(1)	学識経験者	3年
ター選考委員会	にわたり同一の職種に従事する者であ	内	(2)	関係団体の役職	
	って、卓越した技術又は技能を有する		Į		
	ものの選考に関して調査審議するこ				
	と。				
川崎市環境局指	環境局が所管する公の施設における指	8人以	学識組	圣験者	2年
定管理者選定評	定管理者制度の導入の適否並びに指定	内			
価委員会	 管理者の選定及び評価に関して調査審				
	議すること。				
川崎市地球温暖	地域地球温暖化防止活動推進センター	5 人以	(1)	学識経験者	委嘱さ
化防止活動推進	として指定する法人の選定に関して調	内	(2)	関係団体の役職	れた日
センター選定委	査審議すること。		Į		から当
員会			(3)	関係行政機関の	該日の
			罪	 数員	属する
					年度の
					末日ま
					で
 川崎市廃棄物処	一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処	7人以	学識組	圣験者	2年
理施設専門家会	理施設の設置又は変更の許可の申請に	内			
 議	おける生活環境の保全等に係る適正な				
	配慮に関して調査審議すること。				
川崎市健康福祉	健康福祉局が所管する公の施設におけ	8人以	学識組	圣験者	2年
局指定管理者選	る指定管理者制度の導入の適否並びに	内			
定評価委員会	 指定管理者の選定及び評価に関して調				
	査審議すること。				
川崎市健康福祉	健康福祉局の所管する事務に関する施	5人以	学識組	圣験者	2年

関係施設整備事	設の設置、運営等によって公共的なサ	内		
業者選定委員会	ービスを提供する民間事業者の選定			
	(川崎市健康福祉局指定管理者選定評			
	価委員会の所掌事務に属するものを除			
	く。)に関して調査審議すること。			
川崎市福祉サー	高齢者、障害者及び障害児並びに児童	5人以	(1) 学識経験者	2年
ビス第三者評価	に対する福祉サービスの第三者による	内	(2) 関係団体の役職	
事業推進委員会	評価の手法、基準その他当該評価の推		員	
	進のために必要な事項に関して調査審			
	議すること。			
川崎市福祉有償	 福祉有償運送の必要性、安全及び旅客	15人以	(1) 関係団体の役職	2年
運送運営協議会	の利便の確保のために必要な措置並び	内	員	
	に旅客から収受する対価に関して調査		(2) 市民	
	審議すること。		(3) 関係行政機関の	
			職員	
			(4) 市職員	
川崎市感染症対	 感染症の発生の予防及びまん延の防止	26人以	(1) 学識経験者	2年
策協議会	のために必要な措置に関して調査審議	内	(2) 関係団体の役職	
	すること。		員	
			(3) 市職員	
川崎市医療安全	 川崎市医療安全相談センターの活動の	9人以	学識経験者	2年
相談センター運	方針及び相談の事例に関して調査審議	内		
営協議会	すること。			
川崎市精度管理	 衛生検査所への立入検査及び精度管理	6 人以	学識経験者	2年
専門委員会	の指導に関する事項その他検査精度の	内		
	向上のために必要な事項に関して調査			
	審議すること。			
川崎市心身障害	心身障害者福祉事業基金から生ずる収	6 人以	(1) 学識経験者	2年
者福祉事業基金	益により助成する事業の選定、当該基	内	(2) 関係団体の役職	

運営委員会	金に対する市民の理解及び協力の促進		員	
	その他当該基金の適正な運営の確保の			
	ために必要な事項に関して調査審議す			
	ること。			
川崎市建設緑政	 建設緑政局が所管する公の施設におけ	8人以	学識経験者	2年
局指定管理者選	る指定管理者制度の導入の適否並びに	内		
定評価委員会	 指定管理者の選定及び評価に関して調			
	査審議すること。			
川崎市多摩川プ	 多摩川の利活用に係る施策を総合的に	10人以	(1) 学識経験者	2年
ラン推進会議	 展開させる計画を推進するために必要	内	(2) 関係団体の役職	
	 な事項に関して調査審議すること。		員	
			(3) 関係行政機関の	
			職員	
			(4) 市民	
川崎市港湾局指	 港湾局が所管する公の施設における指	8人以	学識経験者	2年
定管理者選定評	 定管理者制度の導入の適否並びに指定	内		
価委員会	 管理者の選定及び評価に関して調査審			
	議すること。			
川崎市川崎区指	 川崎区が所管する公の施設における指	8人以	学識経験者	2年
定管理者選定評	 定管理者制度の導入の適否並びに指定	内		
価委員会	 管理者の選定及び評価に関して調査審			
	議すること。			
川崎市川崎区市	 川崎区の課題の解決に資する事業を提	5人以	(1) 学識経験者	2年
民提案型協働事	 案する団体と当該区が協働して実施す	内	(2) 川崎区に置かれ	
業審査委員会	 る事業の選定及び評価に関して調査審		た区民会議の委員	
	議すること。		(3) 市職員	
川崎市幸区指定	幸区が所管する公の施設における指定	8人以	学識経験者	2年
管理者選定評価	 管理者制度の導入の適否並びに指定管	内		
委員会	理者の選定及び評価に関して調査審議			

		1		I
	すること。			
川崎市幸区市民	幸区の課題の解決に資する事業を提案	5人以	(1) 学識経験者	2年
提案型協働事業	する団体と当該区が協働して実施する	内	(2) 市職員	
審査委員会	 事業の選定及び評価に関して調査審議			
	すること。			
川崎市中原区指	中原区が所管する公の施設における指	8人以	学識経験者	2年
定管理者選定評	定管理者制度の導入の適否並びに指定	内		
価委員会	 管理者の選定及び評価に関して調査審			
	議すること。			
川崎市中原区市	中原区の課題の解決に資する事業を提	5人以	(1) 学識経験者	2年
民提案型協働事	 案する団体と当該区が協働して実施す	内	(2) 中原区に置かれ	
業審査委員会	る事業の選定及び評価に関して調査審		た区民会議の委員	
	議すること。		(3) 関係団体の役職	
			員	
			(4) 市職員	
川崎市高津区指	 高津区が所管する公の施設における指	8人以	学識経験者	2年
定管理者選定評	定管理者制度の導入の適否並びに指定	内		
価委員会	 管理者の選定及び評価に関して調査審			
	議すること。			
川崎市高津区市	 高津区の課題の解決に資する事業を提	5人以	学識経験者	2年
民提案型協働事	 案する団体と当該区が協働して実施す	内		
業審査委員会	る事業の選定及び評価に関して調査審			
	議すること。			
川崎市宮前区指	 宮前区が所管する公の施設における指	8人以	学識経験者	2年
定管理者選定評	定管理者制度の導入の適否並びに指定	内		
価委員会	 管理者の選定及び評価に関して調査審			
	議すること。			
川崎市多摩区指	多摩区が所管する公の施設における指	8人以	学識経験者	2年
定管理者選定評	定管理者制度の導入の適否並びに指定	内		

	T	I			1
価委員会	管理者の選定及び評価に関して調査審				
	議すること。				
川崎市多摩区市	多摩区の課題の解決に資する事業を提	5人以	(1)	学識経験者	2年
民提案型協働事	案する団体と当該区が協働して実施す	内	(2)	市職員	
業審査委員会	る事業の選定及び評価に関して調査審				
	議すること。				
川崎市麻生区指	 麻生区が所管する公の施設における指	8人以	学識組	圣験者	2年
定管理者選定評	定管理者制度の導入の適否並びに指定	内			
価委員会	 管理者の選定及び評価に関して調査審				
	議すること。				
川崎市麻生区市	麻生区の課題の解決に資する事業を提	5 人以	(1)	学識経験者	2年
民提案型協働事	 案する団体と当該区が協働して実施す	内	(2)	麻生区に置かれ	
業審査委員会	る事業の選定及び評価に関して調査審		<i>†</i>	と区民会議の委員	
	議すること。		(3)	関係団体の役職	
			Į		
			(4)	市職員	
川崎市メディカ	 医師による救急救命士に対する指示並	11人	(1)	医師	2年
ルコントロール	びに救急隊員に対する指導及び助言に		(2)	医療関係者	
協議会	係る体制の整備並びに傷病者の搬送及		(3)	関係行政機関の	
	び傷病者の受入れの実施に係る連絡調		罪		
	 整に関して調査審議すること。		(4)	市職員	
川崎市危険物等	 危険物、石油、高圧ガス等の保安の確	20人以	学識組	圣験者	2年
保安審議会	保に関して調査審議すること。	内			
川崎市コンビナ	京浜臨海地区の区域その他の区域にお	4 人以	学識組	圣験者	2年
ート安全対策委	ける火災及び危険物に係る流出等の事	内			
員会	故の調査並びに当該事故の防止等のた				
	め講ずべき施策その他必要な事項に関				
	して調査審議すること。				

別表第2 (第2条~第5条関係)

教育委員会の附属機関

附属機関	所掌事務	委員の 定数	委員の構成	委員の 任期
	 教育委員会事務局が所管する公の施設			2年
川啊川教育安貝	教育安貞云事務向が別官りる公の施設	0 八以	子・戦 が 至	
会事務局指定管	における指定管理者制度の導入の適否	内		
理者選定評価委	並びに指定管理者の選定及び評価に関			
員会	して調査審議すること。			
川崎市教科用図	 市立学校において使用する教科用図書 	20人以	(1) 学識経験者	1年
書選定審議会	の選定に関して調査審議すること。	内	(2) 学校教育の関係	
			者	
			(3) 市職員	
川崎市橘樹(たち	橘樹官衙遺跡群の調査並びに保存、整	10人以	学識経験者	2年
ばな)官衙(かん	備及び管理に関する事項に関して調査	内		
が)遺跡群調査整	審議すること。			
備委員会				